

令和6年 第8回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和6年9月4日（水）14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-2会議室

3. 出席委員 6名

会長 7番 坂本成一

委 員	1番	縣 次 男
	2番	二宮 寿 德
	3番	秋吉 一郎
	4番	高田 英
	6番	大野 重利

4. 欠席委員 5番 大津雄司

8番 江藤国子

9番 安部義浩

10番 麻生秀昭

11番 橋本早人

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤ 非農地証明の発行について
- ⑥ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
- ⑦ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主査 興梠太希、行政専門員 衛藤欣哉

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中6名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和6年 第8回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号2番 二宮 寿徳委員にお願いしたいと思います。

宜しくお願ひします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」

(議案第1号 1件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2号～8号 7件)

議 長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説

明。

議 長

議案2号について、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明します。

場所は挾間町来鉢。受人は経営面積0m²になってますが、受人はお父さんと一緒に農業をやってましたので問題はないと思います。

機械その他も全部そろっておりまますし問題ないかと思っております。

審議よろしくお願ひします。

議 長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はお願ひします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案3号につきまして担当の大津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、ではご説明いたします。

場所ですが、挾間幼稚園の北東の方にある農地になっております。

渡人と受人は親子の関係でありまして、農機具なども揃っております。

受人は耕作経験もあるようなので問題ないかなと考えております。

お願ひいたします。

議 長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はお願ひします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案4号につきまして担当の橋本委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、まず場所ですが大龍の交差点から五ヶ瀬方面へ進んでもらって100mほど先の右手側の農地です。

こちレアも受人と渡人の関係は親子となっております。経営面積が0m²となっていますが、これはあくまで利用権設定とかをしている、正規の手続きを踏んである面積で書いておりますので、ヤミ小作だった場合などには0m²となります。

実際この農地は受人が作っているようで、なつかつ受人の自宅が申請地の隣という

こともあるので、問題ない案件かなと思います。以上です。

議 長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願ひします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求める

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案5号につきまして担当の江藤委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、申請地の場所は奥江の中の奥湯の郷の裏手側になります。

先ほどの議案説明の際に申し上げたように現在渡人と受人が2分の1ずつ持分を持っているような状況です。今回それを受人一人にまとめるということで、申請地は現在柿やブルーベリーなどが植えられている状況です。今後も引き続きそれらを管理していくというお話をしました。

特段問題はないかと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願ひします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求める

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案6号につきまして担当の大津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、まず場所ですが、挟間の同尻橋の北西方向で線路沿いの農地となっております。

受人の旦那さんがメインで農業をしているようです。申請地も現在耕作しているということで問題ない案件かなと思います。以上です。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願ひします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求める

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案7号につきまして担当の江藤委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、まず場所ですが、湯布院の旅館いよとみから裏の方の道を入って行って松尾緑地建設があるところの少し手前あたりの農地です。

これは少し変わった案件なんんですけど、議案説明で申し上げたように生前贈与の所有権移転に対して親族から反対を受けたため、一度元の所有者に戻したいという内容です。

農地の耕作自体はご家族ということもあって、渡人が引き続きやっていくということで、農地の維持管理という面では問題ないのかなと思います。

よろしくお願ひいたします。

議

長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の举手を求めます。

(举手 多数)

はい、ありがとうございます。

举手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案8号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

申請地は挾間町来鉢になります。受人は経験もあるし機械も揃っているし問題はないかなと思っております。

審議よろしくお願ひします。

議

長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の举手を求めます。

(举手 多数)

はい、ありがとうございます。

举手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第9号 1件)

議

長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議

長

議案9号につきまして担当の橋本委員が欠席のため事務局より説明をお願いしま

す。

事務局

資料の2ページ目が一番わかりやすいかと思いますが、場所は庄内の由布高校の南側ぐらいとなっております。

ここは転用者の実家が隣にあったんですけれども、実家の駐車場というような形で以前から地目上農地のまま、駐車場及び進入路として利用されていたような形です。

今回実家の方を建て替えることになり、この土地をちゃんとしておく必要が生じたので申請に至ったということあります。

現状写真は5ページなんですが、母屋の方はもう取り壊されているんですけども基礎がある様子からわかるようにそこに家があったのは間違いないという所で、申請地はコンクリ張りの駐車場でした。長年利用されていたという点もありもうやむを得ないかなと思いますので、追認で処理をするしかないかなと思っております。

よろしくお願ひします。

議

長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願ひします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第10号 1件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案10号について担当の大津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

資料の7ページからになるんですが、場所としては狭間の中学校の西側付近、家が立ち並んでいるエリアとなっております。

9ページと10ページが字図と配置図なんですけれども、ちょっと里道には接続していない農地になるんですが、10ページの配置図にあるように里道から私有地で道がありまして、そこも一緒に買って進入路を確保したうえで家を建てるということです。

まあ、面積も434m²と目安内ですし、立地も都市計画の用途地域内ですので、一般住宅の建築について特段問題はないかなと思っております。

よろしくお願ひします。

議長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願ひします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第5 「非農地証明についての審議」

(議案第11号～13号 3件)

議長

続きまして、日程第5 非農地証明の発行について3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

11号について質疑を求めると思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして、12号について質疑を求めると思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして、13号について質疑を求めると思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第6 「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業分）」

(議案第14号 1件)

議長

日程 第6 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業分）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議長

議案14号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第7 「その他」

議長

その他で何かありますか。

無いようですので終了したいと思います。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。